

正会員に対する処分及び勧告について

令和3年12月8日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令違反の事実が認められた正会員に対し、定款第23条第1項の規定に基づく処分及び同第24条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ SBIソーシャルレンディング株式会社

I. 事実関係及び法令適用

1. 甲社事案について

(1) ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をする行為

- ① 当社は、甲社の設立した合同会社を貸付先、甲社をその業務の委託先とする複数のファンド（以下「甲社案件」という。）の当社ウェブサイト上の募集ページ、契約締結前交付書面等（以下「募集ページ等」という。）において、当該出資金の貸付先の資金用途に関し、「借手の行う不動産関連事業における資金の一部として使用」、「借手が行う太陽光発電事業のプロジェクト資金の一部」等の表示を行っていた。
- ② しかし、当社は、資金用途の表示と実際の資金用途が同一となっているかについて確認を行っておらず、その後の第三者委員会の調査報告書において、甲社案件における貸付金総額約207億円のうち約129億円について、当社が出資者に表示した資金用途に違反しているとの認定を受けている。
- ③ 当社の上記行為は、金融商品取引法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をする行為」に該当する。

(2) ファンドの取得勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

- ① 当社は、甲社案件の取得勧誘に際し、募集ページ等において、自らの貸付審査及びモニタリングに関し、「資金使途を確認する」、「借手に対する継続的なモニタリングを実施する」等の表示を行っていたが、実効的な貸付審査及びモニタリングを行っていなかった。
- ② 当社の上記行為は、金融商品取引法第 38 条第 9 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当する。

(3) 当社の管理上の問題点

- ① 当社は、ファンドの業務執行者として通常求められる善管注意義務を果たしていない状況下において、貸付先への貸付金が、募集ページ等において表示する資金使途と異なる目的に使用される蓋然性の高まりを示す事実を認識しながら、甲社案件の取得勧誘を一般投資家に対して行い、その資金を漫然と貸し付けていた。
- ② 当社の上記状況は、金融商品取引法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当する。

2. 乙社事案について

(1) ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をする行為

- ① 当社は、乙社の設立した合同会社を貸付先、乙社をその業務の委託先とする複数のファンド（以下「乙社案件」という。）の取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の募集ページ、契約締結前交付書面等（以下「募集ページ等」という。）において、当該出資金の貸付先の資金使途に関し、「借手が行う太陽光発電事業のプロジェクト資金の一部」等の表示を行っていたが、当社の調査委員会の調査報告書において、当社が出資者に表示した資金使途に違反しているとの認定を受けている。

- ② 当社の上記行為は、金融商品取引法第 38 条第 9 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をする行為」に該当する。
- (2) ファンドの取得勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- ① 当社は、乙社案件の取得勧誘に際し、募集ページ等において、自らの貸付審査及びモニタリングに関し、「財政状態等について精査する」、「借手に対する継続的なモニタリングを実施する」等の表示を行っていたが、乙社の財政状態に対する審査・モニタリング体制に不十分な点があった。
- ② 当社の上記行為は、金融商品取引法第 38 条第 9 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当する。

II. 処分及び勧告

1. 定款第 23 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 100 万円

2. 定款第 24 条に基づく勧告

上記 1 の過怠金の賦課とあわせて、次の内容の勧告を行い、改善・顧客への周知を求めた。

- (1) 第二種金融商品取引業務を適切に行うための態勢を再構築するなど、再発防止策を策定・実行すること。
- (2) 行政処分、本協会の処分及び勧告の内容並びに改善対応策について、全ての顧客を対象に、適切な情報提供・説明を行うとともに、顧客からの問合せ等に対して適切に対応すること。
- (3) 上記(1)及び(2)並びに令和 3 年 6 月 8 日付関東財務局の業務改善命令の対応・実施状況について、本処分通知後 1 カ月以内に書面で報告するとともに、以降その全てが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

Ⅲ. その他

甲社事案について、令和3年6月8日、関東財務局は、当社に対し、金融商品取引法第52条に基づく1か月間の業務停止命令及び同法第51条に基づく業務改善命令を行った¹。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先 : 自主規制業務部 (電話 : 03-6910-3982)

¹ 関東財務局ウェブサイト参照 (http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekt_cnt_20210512001.html)